

第6章 用 地

1 用地行政の基本方針

(1) 円滑な用地取得の推進

近年の公共事業を取り巻く状況は、災害の激甚化・頻発化に伴い、復旧をはじめとする整備の迅速化、多様化のニーズが増大しており、用地関係業務についても、その重要性は変わらず、災害に備えた対応などが更に求められている。一方、情報公開、個人情報の保護、説明責任など、地権者に対する的確な対応が求められるとともに、少子高齢化の進展に伴う相続件数の増加や土地への意識の変化等により、所有者不明の土地や建物の増加が見込まれることから、用地取得業務はこれまで以上に困難になっていくものと予想される。このため、次により計画期間内での円滑な用地取得の推進に努める。

①適正で計画的かつ効率的な用地取得業務の推進

- (i) 事業担当課との緊密な連携のもと、事業進捗・見通し等について早期に調整し、計画的かつ効率的な用地取得業務の推進を図る。なお、用地取得難航案件については、土地収用制度の活用について事業担当課と協議を行う。
- (ii) 各種研修や意見交換の機会を充実させ、用地担当職員のスキルアップを図り、適正な補償と業務執行体制の強化に努めるとともに、更なる外部委託を検討し、業務の効率化を図る。
- (iii) 山形県用地対策連絡協議会事務局として公共事業用地取得に係る適切な損失補償基準の運用指導を行うとともに、東北地区用地対策連絡会の会員として関係諸機関と相互に連携し、円滑な用地取得に努める。

② 県土地開発公社と諸制度の活用

- (i) 専門的な知識と経験を有する県土地開発公社に、補償金算定や用地交渉などの用地取得業務の一部を委託し、円滑な用地取得を図る。
- (ii) 国土交通省からの依頼を受け、事業促進を図るため用地国債による用地の先行取得を行う。具体的には土地開発基金を活用した用地先行取得とし、その業務の一部を土地開発公社に委託する。
- (iii) 円滑な用地取得に向け、県土地開発公社を活用して「公有地の拡大の推進に関する法律」による代替地取得を推進する。

(2) 廃川廃道の処分促進及び国有財産の適正管理指導

①廃川廃道敷地の処分の促進

公共事業の施行に伴い生じた廃川廃道敷地については、国から譲与を受け、「廃川廃道等敷地売却実施計画」に基づき、公共事業の用地提供者等に売り払うなど早期処分に努め、独自財源の確保と土地の有効活用を図る。

②国有財産（法定外公共物）の適正な管理事務への助言

機能を有する里道・水路等の法定外公共物は、地方分権一括法の施行に伴い、市町村が譲与を受け、財産管理・機能管理を行っており、県は市町村の財産管理等の事務の適正化のための助言を行う。

2 用地取得実績

過去5年間の土木公共及び単独事業に係る用地取得実績は、次の表及び図のとおり推移している。

平成29年度から、現年の用地取得実績に加え、「先行取得」として東北地方整備局から委託を受け、山形県土地開発基金を活用して国土交通省事業の用地取得を行っている。令和8年度は、一般国道47号戸沢立川道路及び一般国道112号山形中山道路について先行取得を行う予定である。

表 用地取得実績の推移

項目 年度	現 年		先行取得		計	
	取得面積	用地補償費	取得面積	用地補償費	取得面積	用地補償費
	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
R 2	228,924	4,178,128	98,770	169,419	327,694	4,347,547
R 3	308,161	4,097,359	74,031	106,318	382,192	4,203,677
R 4	233,833	4,365,525	146,556	611,133	380,389	4,976,658
R 5	282,712	4,070,875	103,725	560,904	386,437	4,631,779
R 6	185,130	3,199,991	119,594	815,836	304,724	4,015,827

図 用地取得実績の推移（面積） 単位：千m²

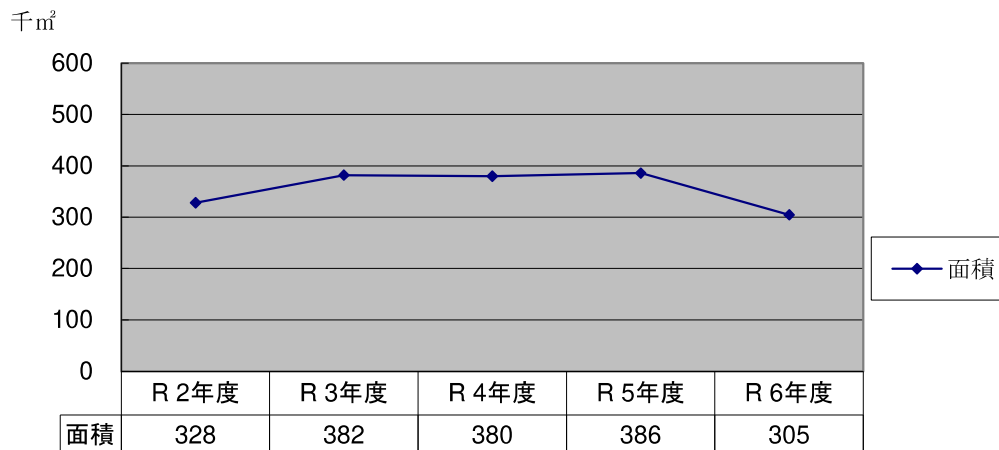
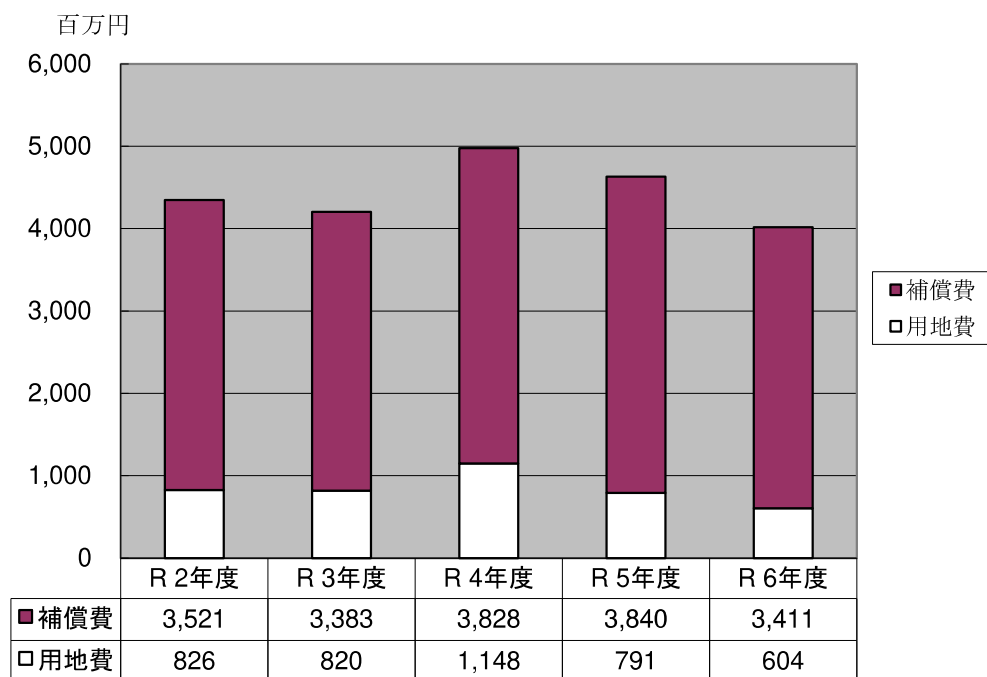


図 用地取得実績の推移（金額） 単位：百万円



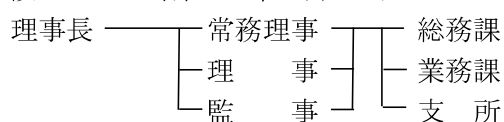
3 山形県土地開発公社

山形県土地開発公社は、公共用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としており、県及び国土交通省等の公共事業用地の先行取得事業、公共事業用地の取得業務の受託事業等を行っている。

(1) 組織概要

設 立 昭和 48 年 3 月 31 日

基本財産 3,000 万円



(山形・寒河江・村山・新庄・米沢・長井・庄内)

(2) 常勤役職員数

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

区分	役員	本 社			支 社								合計
		総務課	業務課	計	山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	庄内	計	
役員	3												3
職員		2	2	4	5	2	2	1	1	1	3	15	19
派遣													0
嘱託		1		1	1	1	1	1	2	1	2	9	10
計	3	3	2	5	6	3	3	2	3	2	5	24	32

(3) 令和7年度事業実績

①公有用地取得事業

事業名	取得面積(㎡)	取得額(千円)
公有用地取得事業	0	0
代行用地取得事業	0	0
代替地取得事業	546	13,102
計	546	13,102

(注) 公有用地 公社が所有権を取得した土地

代行用地 公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地

②用地取得受託事業（用地取得業務の受託）

事業名	取得面積(㎡)	用地補償費(千円)
県土整備部事業	257,544	5,703,817
県土整備部外事業	0	0
計	257,544	5,703,817

第7章 土地利用

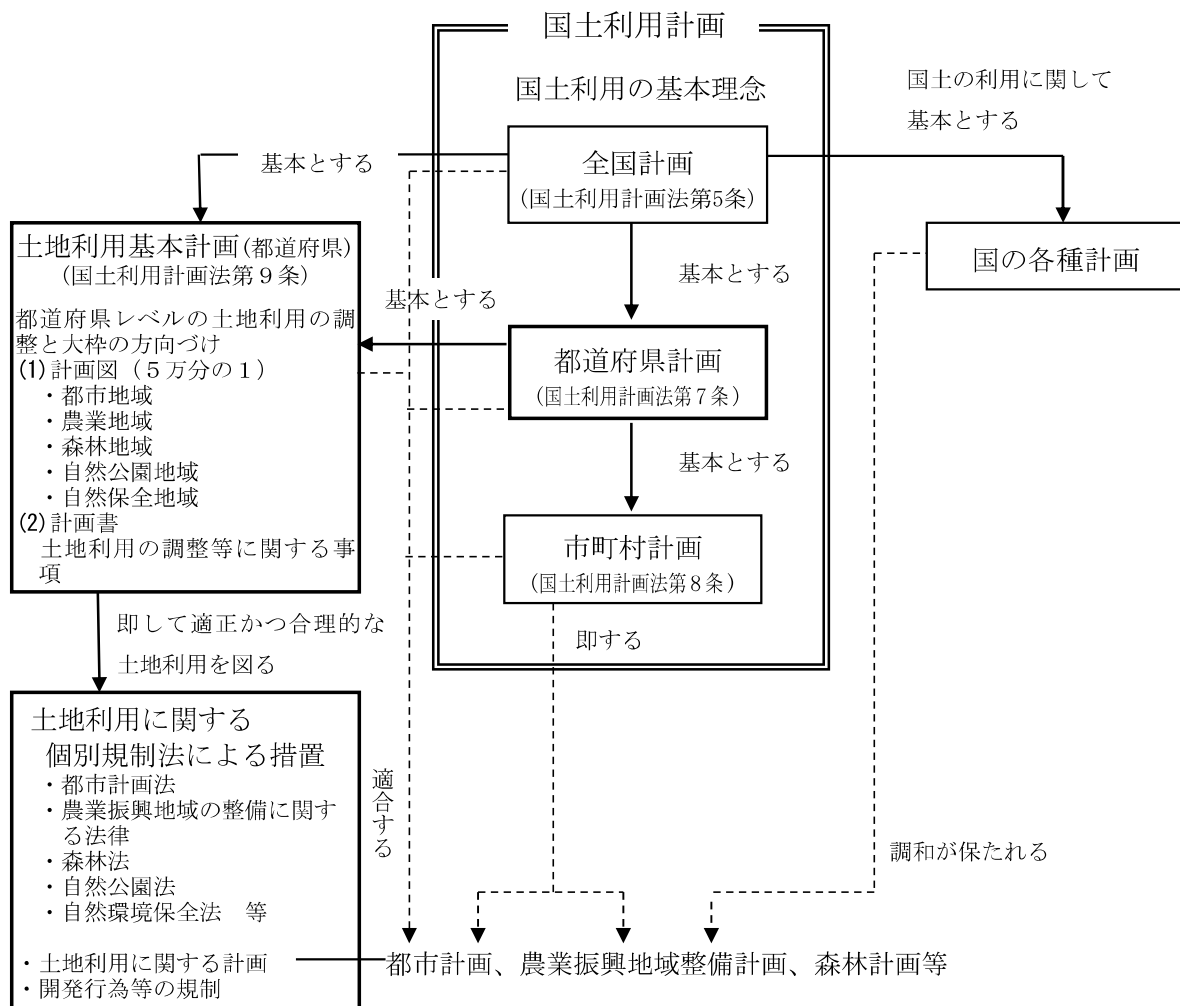
1 国土利用計画

(1) 概要

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画からなり、それぞれ計画において、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等について定める。

- ① 全国計画は、国土形成計画（全国計画）と一体的に策定することとされており、都道府県知事と国土審議会の意見を聴いて、国土交通大臣が案を作成し、閣議の決定を経て定める。
- ② 都道府県計画は、全国計画を基本に、市町村長と都道府県の審議会の意見を聴いて、知事が定めることができる。
- ③ 市町村計画は、都道府県計画を基本に、住民の意向を十分反映させたいえで、市町村長が定めることができる。

○ 国土利用計画の体系



国土利用計画に定める事項は次のとおりである。

- (1) 国土の利用に関する基本構想（国土の総合的・計画的な利用の基本方針）
- (2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要
- (3) (2) を達成するために必要な措置の概要

○ 山形県国土利用計画の策定状況

第一次山形県国土利用計画：昭和52年3月県議会議決、目標年次：昭和60年

第二次山形県国土利用計画：昭和61年3月県議会議決、目標年次：昭和70年

第三次山形県国土利用計画：平成8年3月県議会議決、目標年次：平成17年

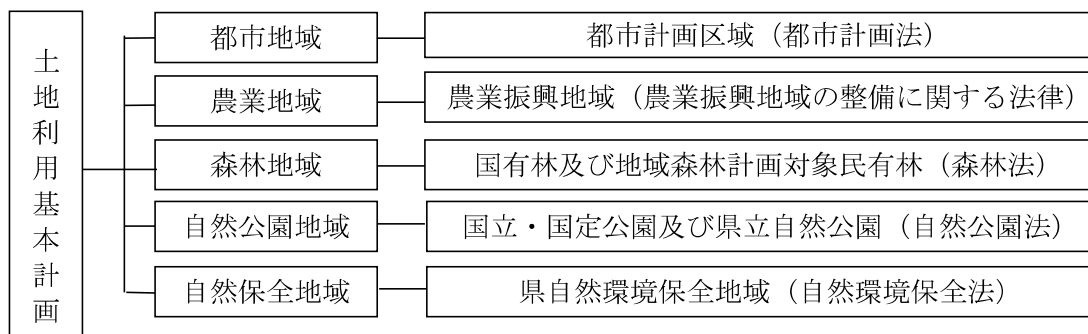
第四次山形県国土利用計画：平成22年3月県議会議決、目標年次：平成31年

※ 第五次については、「3 山形県国土利用計画(第五次)・土地利用基本計画について」参照

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として定めているもので、県土について、①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域（下図参照）を具体的に図面（1/50,000）上に表示した『計画図』と、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等を記載した『計画書』とで構成されている。

この計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画の策定及び変更を行う場合は、あらかじめ総合政策審議会土地利用部会や市町村長、国土交通大臣の意見を聴くこととされている。これまで、社会情勢を取り巻く変化等に対応して、ほぼ毎年変更を行っている。



（参考）山形県土地利用基本計画の地域別状況

地域区分	面積（ha）	割合（％）
都市地域	126,662	13.6
農業地域	337,316	36.2
森林地域	669,218	71.8
自然公園地域	153,520	16.5
自然保全地域	4,892	0.5
5地域計	1,291,608	138.5
白地地域	5,940	0.6
県土面積	932,315	100

（注）

・ 令和8年3月現在の面積である。

・ 5地域間には重複がある。

・ 割合は県土面積に対するものである。

3 山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画について

県国土利用計画（第五次）は、国土利用計画（全国・第五次）を基本とし、第4次山形県総合発展計画を踏まえ策定（令和3年3月）しているが、県土地利用基本計画が県国土利用計画を基本とすることから、両計画を統合し、一体的に策定した。国土利用計画としての機能を果たす部分と土地利用基本計画の機能を果たす部分で構成している。

計画期間は、令和2年度から概ね10年間（基準年次 平成30年、目標年次 令和11年）である。

4 地価調査・地価公示

（1）地価に関する調査の種類

- ① 地価調査 国土利用計画法施行令に基づき、各都道府県が、毎年7月1日現在における調査地点の正常価格を9月に公表するもの。令和7年度地価調査の県内の調査地点は、県内全域を対象として260地点。
- ② 地価公示 地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が、毎年1月1日現在における調査地点の正常価格を3月に公表するもの。令和8年地価公示の県内の調査地点は、都市計画区域のある県内30市町の195地点。

（2）最近の地価の動向

- ① 令和7年度地価調査（令和7年7月1日現在）
 - （i）住宅地及び商業地の地価は、前年度と比較して、住宅地が0.2%の下落、商業地が0.2%の下落となり、下落率は住宅地、商業地とも横ばいとなった。
 - （ii）住宅地の46地点、商業地の22地点、工業地の13地点で、地価が上昇した。
- ② 令和8年地価公示（令和8年1月1日現在）
 - （i）住宅地の地価は、前年と比較して0.2%と、前年に続き5年連続で上昇した。
 - （ii）商業地の地価は、前年と比較して0.1%と、2年連続で上昇した。
 - （iii）住宅地の49地点、商業地の26地点、工業地の7地点で地価が上昇した。

5 土地取引に関する届出制度

（1）国土利用計画法の土地取引規制制度

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けている。一定面積以上の規模の土地について土地の取引をしたときは、当事者のうち権利取得者は、契約締結後2週間以内に、知事に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないことになっている。

(2) 近年の土地取引件数と国土利用計画法に基づく届出の状況

	山形県内の土地取引		国土利用計画法に基づく届出	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
令和3年	11,172	1,934.8	211	1,587.0
令和4年	10,834	2,154.8	165	772.3
令和5年	10,291	2,145.3	232	654.9
令和6年	10,692	1,917.6	224	729.0
令和7年	9,815	2,294.5	246	487.0

資料：国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」

6 景観・地域づくりの取組み

美しくおいしいのある景観づくりをすすめるため、平成7年度に「山形県県土景観ガイドプラン」を策定し、県土景観形成の推進に関する事項をまとめた。

平成19年度には、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした山形県景観条例を定め、県土の景観づくりを進めている。

<景観形成施策の5つの柱>

(i) 地域づくり・まちづくり	市町村と連携した景観回廊モデル事業等の実施
(ii) 普及・啓発	景観行政セミナー等の開催、景観アドバイザーの派遣
(iii) 屋外広告物	屋外広告物条例との連携
(iv) 規制・誘導	景観法に基づく届出制度の実施
(v) 公共事業	公共事業景観形成基準に基づく県事業の実施

(1) 景観を活かした地域づくりの推進

① やまがたの誇れる景観の魅力発信

車で容易にアクセスでき、県内の優れた景観をその歴史や文化等とあわせて体感できる視点場「やまがた景観物語おすすめビューポイント」について、国内外に情報を発信し、交流の拡大と地域の振興を図る。

- ☐ ビューポイントを対象とした写真・動画イベント
- ☐ ビューポイントのガイドブック制作・出版及び景観魅力発信コンテンツの拡充
- ☐ 小・中学生を対象とした景観出前授業
- ☐ 地域住民を対象とした景観探検まちあるきの開催
- ☐ 景観交流イベントの開催（令和6年度のみ）
- ☐ 景観ビューポイントサポーター感謝状贈呈

② 景観行政セミナーの開催

市町村の景観計画策定を促進するため、国土交通省と連携してセミナーを開催する。

③ 景観法に基づく届出制度の運用

届出制度を運用し、良好な景観の保全・形成を図るための規制・誘導を行う。

④ 公共事業による良好な景観の形成

良好な景観形成を図るため、県が実施する公共事業については、「公共事業景観形成基準」の遵守を求め、良好な景観の形成に努める。

⑤ 景観形成審議会の運営

【景観法に基づく届出等の件数】

年度		R3	R4	R5	R6	R7
届出件数		82	67	85	64	58
内 訳	建築物	26	31	28	21	18
	工作物	15	26	33	22	20
	開発行為	20	19	19	11	11
	その他	6	6	5	10	9
国の機関又は 地方公共団体からの通知		13	12	19	31	13

(2) 屋外広告物対策

屋外広告物法及び山形県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を図る。

① 違反広告物への対応

継続して違反広告の是正を行うとともに、未許可広告物について重点的に是正に努める。

② 安全管理や規制内容の普及啓発

屋外広告物の安全管理の徹底や規制内容について、県民や業界団体と協働で周知に取り組む。

③ 屋外広告業登録制度の運用

優良業者の育成による良好な景観形成を図るための登録制度を運用する。

④ 市町村との連携

中核市に移行した山形市や権限移譲している酒田市と屋外広告物に関する課題に連携して取り組む。

【屋外広告物許可件数】（総合支庁のみ）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
件数	1,016	1,144	1,181	894	956

(3) 地域づくりの推進

○ 景観回廊モデル地区への支援

良好な景観、風景を活かした地域づくり・まちづくりを進める以下のモデル地区の取り組みを支援する。

☐ 置賜景観回廊（長井市、南陽市、川西町、白鷹町）

☐ 庄内景観回廊（鶴岡市 加茂・大山・鶴岡・羽黒）

第8章 都市計画

1 都市計画のあらまし

(1) 都市計画の目的と役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、土地利用については、長期計画に基づき、都市全体として適正な土地利用を進めるための規制や誘導を行うもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を誘導するため市街化区域・市街化調整区域の区域区分の決定の有無と、住宅、店舗、工場などの混在を防止し、良好な都市環境をつくるための用途地域等を決定する地域地区がある。

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活の基盤となるもので、市街地開発事業とは土地区画整理事業や市街地再開発事業等の宅地の供給を目的とした事業のことである。これらを都市計画に定め、計画的なまちづくりを行うことが都市計画の役割である。

現行の都市計画法は、都市への急激な人口集中等による市街地の無秩序な外延化が全国的な課題となった高度成長期に区域区分（線引き）、開発許可制度の導入を骨格として昭和43年に制定された。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、頻発する豪雨等の災害、産業構造の転換、厳しい財政的制約等により、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、現在は、こうした社会情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められている。

(2) 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるべきこととしている。

本県においては、昭和3年9月10日山形市、鶴岡市で都市計画法が初めて適用されて以来、平成25年4月12日までに13市17町の計30市町（27都市計画区域）まで適用範囲が拡大し、現在に至っている。

令和7年3月末現在、本県の都市計画区域人口は、約85万人と県総人口の約85%を占め、区域面積は124,855haと県土の約13%を占めている。

令和7年3月31日現在

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		法適用 年月日※1	最終決定 年月日
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)		
東南村山地区	山形広域	山形市	38,130	234.6	15,990	232.0	S3.9.10
		上山市	24,093	27.3	2,180	20.2	S22.12.3
		天童市	11,302	59.9	7,180	59.1	S22.9.8
		山辺町	6,145	13.3	1,320	12.7	S35.11.25
		中山町	3,115	10.3	1,800	10.3	S43.12.28
	小計	82,785	345.4	28,470	334.3		
西村山地区	寒河江	寒河江市	13,903	39.2	5,109	38.9	S22.12.3
	河北	河北町	5,245	16.7	3,511	16.7	S22.9.5
	西川	西川町	39,319	4.5	5,844	4.4	S49.7.29
	朝日	朝日町	19,681	5.7	606	4.1	S32.5.14
	大江	大江町	15,408	7.0	785	5.7	S11.7.13
	小計	93,556	73.1	15,855	69.8		
北村山地区	村山	村山市	19,698	21.1	1,754	11.1	S22.9.5
	東根※2	東根市	20,694	47.4	6,233	46.5	S27.8.14
	尾花沢	尾花沢市	37,253	13.3	870	5.6	S27.12.24
	大石田	大石田町	7,954	5.9	487	3.3	S22.9.5
	小計	85,599	87.7	9,344	66.5		
最上地区	新庄	新庄市	22,285	32.0	4,939	26.9	S17.3.4
	金山	金山町	16,167	4.6	1,236	2.3	S25.5.23
	最上	最上町	33,037	7.3	3,017	6.0	S49.7.29
	真室川	真室川町	37,422	6.4	1,053	3.1	S25.5.23
	小計	108,911	50.3	10,244	38.3		
東南置賜地区	米沢	米沢市	54,851	73.9	8,830	68.7	S8.5.10
	南陽	南陽市	16,052	28.9	2,025	24.9	S22.9.5
	高畠	高畠町	18,026	21.5	2,515	14.4	S22.9.5
	川西	川西町	16,660	13.2	1,982	6.2	S26.5.24
	小計	105,589	137.5	15,352	114.2		
西置賜地区	長井	長井市	21,467	24.2	2,313	17.1	S14.5.22
	小国	小国町	73,756	6.9	768	4.2	S14.8.7
	白鷹	白鷹町	15,771	12.4	1,053	6.0	S34.2.16
	小計	110,994	43.5	4,134	27.3		
庄内地区	鶴岡※3	鶴岡市	131,151	115.7	25,281	106.5	S3.9.10
	酒田	酒田市	60,298	93.1	11,569	74.0	S8.5.10
		遊佐町	—	—	574	0.8	S47.7.7
	八幡	酒田市	—	—	625	2.8	S35.11.25
	余目	庄内町	24,917	19.3	884	8.7	S22.9.5
	三川	三川町	3,322	7.0	1,475	4.8	S44.3.20
	遊佐※4	遊佐町	20,839	12.0	1,047	5.0	S23.5.23
	小計	240,527	247.1	41,455	202.6		
都市計画区域 合計		827,961	984.6	124,855	853.0	13市17町の計	
山形県全体		932,315	1,000.3	124,855	853.0	13市19町3村の計	

※1 旧都市計画法における「法適用の指定」を含む。

※2 東根都市計画区域の面積には、河北町（209ha）を含む。

※3 現在の鶴岡都市計画区域は、H25. 4. 12に鶴岡、藤島、櫛引、温海と4つの都市計画区域を統合したものである。

※4 遊佐都市計画区域面積には、酒田都市計画区域の遊佐町分（574ha）を含まない。

(3) 都市計画マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、あらかじめ長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにしておくことが重要であることから、県及び各市町においてそれぞれ都市計画のマスタープランを策定している。

県が策定するマスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）で、通常「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれている。これは、広域的課題の調整を図りながら、中長期的な視点に立った都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

市町が策定するマスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）で、通常「市町村マスタープラン」と呼ばれている。これは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定めるものである。

また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、平成26年度の都市再生特別措置法の改正により制度化された。立地適正化計画は、人口の急激な減少と高齢化を背景に、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的として、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するための取り組みである。

市町村都市計画区域マスタープランと立地適正化計画の策定状況

令和7年3月31日現在

都市名	市町村マスタープラン ○:策定済/ー:未策定	立地適正化計画 ○:策定済/ー:未策定	都市名	市町村マスタープラン ○:策定済/ー:未策定	立地適正化計画 ○:策定済/ー:未策定
山形市	○	○	最上町	○	ー
上山市	○	○	真室川町	○	○
天童市	○	○	米沢市	○	○
山辺町	○	ー	南陽市	○	○
中山町	○	○	高畠町	○	○
寒河江市	○	○	川西町	○	○
河北町	○	ー	長井市	○	○
西川町	ー	ー	小国町	○	ー
朝日町	ー	ー	白鷹町	○	○
大江町	○	○	酒田市	○	○
村山市	○	○	遊佐町	○	ー
東根市	○	ー	鶴岡市	○	○
尾花沢市	○	○	庄内町	ー	ー
大石田町	○	○	三川町	ー	ー
新庄市	○	○	計	25	19
金山町	ー	ー			

※都市計画区域を有する30市町のみ

2 都市計画の内容

都市計画は、大きく以下の3つの柱で構成され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なものを一体的、総合的に定めている。

- ① 土地利用に関する計画
- ② 都市施設の整備に関する計画
- ③ 市街地開発事業に関する計画

(1) 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域内では、計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に区分すること、いわゆる「区域区分」（「線引き」ともいう。）を前提としてきたが、平成12年5月の都市計画法改正により、区域区分は都道府県が判断して選択することとなり、都道府県が定める都市計画区域マスタープランの中で位置づけることとなった。

本県では、昭和45年3月に山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町から構成される「山形広域都市計画区域」を決定した後、酒田市と遊佐町の一部を含む酒田都市計画区域を、昭和59年3月に決定した。鶴岡都市計画区域は、平成16年5月に決定した後、平成25年4月には、鶴岡、藤島、櫛引及び温海の都市計画区域を1つに統合するとともに、旧羽黒町及び旧朝日村の一部まで区域を拡大した。

令和7年3月末現在、本県では、以下のとおり市街化区域を決定している。

令和7年3月31日現在

		面積 (ha)			人口 (千人)		
		行政区域	都市計画区域	市街化区域	行政区域	都市計画区域	市街化区域
山形広域		82,785	28,470	6,290	345.4	335.2	244.9
	山形市	38,130	15,990	4,093	234.6	232.0	175.8
	上山市	24,093	2,180	720	27.3	20.3	17.0
	天童市	11,302	7,180	1,063	59.9	59.9	37.4
	山辺町	6,145	1,320	218	13.3	12.7	8.3
	中山町	3,115	1,800	196	10.3	10.3	6.4
酒田		81,137	12,143	2,876	105.1	74.8	63.1
	酒田市	60,298	11,569	2,733	93.1	74.0	63.0
	遊佐町	20,839	574	143	12.0	0.8	0.1
鶴岡	鶴岡市	131,151	25,281	2,327	115.7	106.5	71.6
合計	5市3町	295,073	65,894	11,493	566.2	516.5	379.6

(2) 地域地区

地域地区は、都市計画区域内における土地の自然的条件と土地利用の動向を勘案し、土地の利用形態に適正な規制、誘導を加えることにより、快適で能率的な市街地を形成することを目的として定められる。

地域地区の1つである用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に適合する積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途を規制し、土地利用の純化を図るものであり、令和7年3月末現在、本県では、三川を除く26の都市計画区域において、用途地域が指定されている。

用途地域の決定状況

令和7年3月31日現在

	住居系	商業系	工業系	計
線引き都市計画	7,394.1	890.5	3,208.0	1,1492.6
非線引き都市計画	6,697.8	731.0	2,602.5	1,0031.3
計	14,091.9	1,621.5	5,810.5	21,523.9

用途地域のほか、県内では特別用途地区、高度地区、高度利用地区、防火地域・準防火地域、風致地区、及び臨港地区が定められている。

(3) 都市施設

① 都市計画道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区を構成し、良好な生活環境を形成するため必要な環境空間、上下水道等のライフラインの収容空間、更には、災害発生時の防災空間や避難路としての機能など多面的な機能を有している。

令和7年3月末現在、本県では、511路線、延長約1,278kmの計画を決定しており、そのうち、約61%の整備が完了している。

県の施行する都市計画道路事業（街路事業）としては、現在、10路線10工区で事業が実施されている。

令和7年3月31日現在

都市計画区域名		市町名	路線数 () は実路線数		延長 (m)		整備率 (B/A)
					計画決定 (A)	改良済 (B)	
東南村山地区	山形広域	山形市	69	235,620	161,661	68.8%	
		上山市	20	55,520	39,115	70.5%	
		天童市	30	80,105	68,580	85.6%	
		山辺町	8	14,920	6,367	42.7%	
		中山町	9	16,540	7,914	47.8%	
	小計	(118)	136	402,705	283,637	70.4%	
西村山地区	寒河江	寒河江市	22	58,060	35,743	61.6%	
	河北	河北町	12	16,270	12,700	78.1%	
	西川	西川町	1	2,800	2,800	100.0%	
	朝日	朝日町	3	4,600	3,900	84.8%	
	大江	大江町	9	9,220	4,113	44.6%	
	小計	(47)	47	90,950	59,256	65.2%	
北村山地区	村山	村山市	(8)	9	29,840	17,195	57.6%
	東根	東根市	(23)	24	66,180	43,332	65.5%
	尾花沢	尾花沢市	(10)	11	27,270	19,941	73.1%
	大石田	大石田町		7	8,140	6,500	79.9%
	小計	(48)	51	131,430	86,968	66.2%	
	最上地区	新庄	新庄市	23	45,490	26,420	58.1%
金山		金山町	4	3,850	3,850	100.0%	
最上		最上町	1	2,250	2,250	100.0%	
真室川		真室川町	8	8,190	5,000	61.1%	
小計		(36)	36	59,780	37,520	62.8%	
東南置賜地区	米沢	米沢市	32	118,790	49,760	41.9%	
	南陽	南陽市	27	65,750	26,960	41.0%	
	高畠	高畠町	16	37,130	21,730	58.5%	
	川西	川西町	6	11,310	3,770	33.3%	
	小計	(81)	81	232,980	102,220	43.9%	
西置賜地区	長井	長井市	14	22,580	10,099	44.7%	
	小国	小国町	9	6,740	4,940	73.3%	
	白鷹	白鷹町	6	11,210	7,785	69.4%	
	小計	(29)	29	40,530	22,824	56.3%	
庄内地区	鶴岡	鶴岡市	80	139,560	78,002	55.9%	
	酒田	酒田市	44	106,670	72,452	67.9%	
	八幡	酒田市	7	8,090	4,520	55.9%	
	余目	庄内町	(8)	9	26,960	11,710	43.4%
	三川	三川町	3	13,200	5,260	39.8%	
	遊佐※ ⁴	遊佐町	(10)	11	25,030	11,180	44.7%
	小計	(152)	154	319,510	183,124	57.3%	
合計			(511)	534	1,277,885	775,549	60.7%

② 駐車場

都市内（特に中心業務地区、商業地区）における駐車場需要に対応するため、令和7年3月末現在、県内では、自転車駐車場を含めた6箇所が都市計画駐車場として、整備されている外、天童市では、附置義務条例の制定により10箇所の駐車場が確保されている。駐車場法の規定による県内の届出駐車場は、9市66箇所となっている。

③ 都市計画公園及び緑地

公園緑地は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、避難・救護活動場の提供、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、ヒートアイランドの緩和等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

令和 7 年 3 月末現在、都市計画決定している公園緑地は635箇所、面積約3,866haあり、このうち県管理の公園は以下の表の通り12箇所ある。

また、都市公園法に基づき開設している都市公園は873箇所、面積約2,036haで、都市計画区域内 1 人当たりでは約23.5㎡となっている。

県管理の都市公園

令和 7 年 3 月 31 現在

	都市公園名	所在地	所管課
1	県総合運動公園	天童市	県土整備部 都市計画課
2	蔵王公園	山形市	
3	悠創の丘	山形市	
4	健康の森公園	山形市	
5	中山公園	中山町	
6	弓張平公園	西川町	
7	蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	山形市	
8	最上川ふるさと総合公園	寒河江市	
9	最上中央公園	新庄市	
10	庄内空港緩衝緑地	鶴岡市・酒田市	みらい企画創造部 交通プロジェクト推進課
11	県民緑地	山形市	総務部管財課
12	県政史緑地	山形市	観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課

④ 公園施設長寿命化対策

県土整備部で所管している蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く 8 つの都市公園は、ほとんどが昭和 55 年から平成 12 年の間に完成しており、供用開始後 25 年以上経っている公園施設が多いことから老朽化がいたるところで見られ、維持管理に掛かる経費が年々増大している。

このことにより、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設長寿命化計画を平成 21 年度に策定し、その後定期的に再度再点検、再評価を実施し計画の見直しを実施している。

今後も、公園施設の適切な修繕及び改築について、国の交付金などを活用しながら、計画的な予防保全的取組みを推進していく。

(4) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路、公園、水路等の公共施設の整備を図るため、土地の区画形質の変更と公共施設の新設、変更を同時に行う事業であり、都市のスプロールを未然に防止して、健全な市街地形成を図るため最適な手法である。

本県では戦後の混乱期が一段落した昭和24年から来るべき都市への人口集中に対応するため、いち早く公共団体施行として既成市街地と新市街地の土地区画整理事業に取り組み、昭和36年からは建設省所管の国庫補助事業を積極的に推進してきた。

一方、組合施行は昭和3年に山形市で初めて施行されて以来、特に地方中心都市近郊農家の農業経営に対する意識の変化や急激な都市化現象により、これまで12市9町、207組合、面積約3,708haの新市街地が形成された。

これまで県内で認可した土地区画整理事業は、公共団体施行、組合施行、個人・共同施行、都市再生機構施行を合わせて279地区、面積約5,294haに及び、令和7年3月31日現在、277地区、面積約5,268haが整備済である。

② 市街地再開発事業

都市の機能と環境を整備していく手段としては、街路事業、公園事業、土地区画整理事業などを実施するが、家屋の密集した既成市街地を整備改善していく場合、これら平面的な手法では事業の実施が困難であり、また土地の合理的高度利用の面で不適切な場合が多くなっていることから、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的手法が有効である。

これが、市街地再開発事業といわれる手法であり、都市防災、市街地環境整備改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とするものである。令和7年3月31日現在、都市局所管事業としては、上山市（H8事業完了）と鶴岡市（S62事業完了）で実施された。

(5) 地区計画等

地区計画及び沿道整備計画は、昭和55年に新設された制度である。地区計画では、それまでの都市計画による統一的・標準的な規制に加えて、各地区の特性に応じたきめの細かい計画づくりと、良好な都市環境の整備や保全を行うものであり、その内容として、当該区域の整備・開発・保全に関する方針と、道路・公園等の地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画(地区整備計画)を定めることができる。

県内における地区計画制度の導入は、昭和59年の酒田市大多新田地区に始まり、令和7年3月末現在、8市6町の83地区で策定され、市街地整備が図られている。

3 開発許可制度

(1) 開発許可

都市における工業用地や住宅用地等の乱開発を防止し、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保するため、都市計画区域内での一定規模以上の開発行為に対して規制を加えており、このような行為をする場合、中核市である山形市内の案件を除き県（一部市に権限移譲）の許可が必要である。

（都市計画法第29条第1項、第2項、第34条の2）

令和7年度許可件数※

事項			開発面積 1 ha未満		開発面積 1 ha以上		合計	
			件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
法第29条第1項 (法第34条の2含む)	許可	市街化区域	3	0.57	0	0	3	0.57
		市街化調整区域	0	0	0	0	0	0
		その他の都計区域	10	6.86	9	29.43	19	36.29
		計	13	7.43	9	29.43	22	36.86
	不許可		0	0	0	0	0	0
	取下げ		0	0	0	0	0	0
法第29条第2項	許可				0	0	0	0
	不許可				0	0	0	0
	取下げ				0	0	0	0
合計			13	7.43	9	29.43	22	36.86

※ 山形市及び権限移譲市（米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市）分を除く

(2) 開発審査会

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」における開発行為については、スプロール化を防ぐ観点から、特に厳しい制限が加えられており、この中でも例外的に許可をする場合、開発審査会の議を経ることが必要とされている。

（都市計画法第34条第14号、同法施行令第36条第1項第3号ホ）

令和7年度開発審査会付議件数

事項		付議案件	同意	不同意
① 開発行為に係るもの	法第34条第14号に基づくもの	0	0	0
② 建築行為に係るもの	令第36条第1項第3号ホに基づくもの	2	2	0

4 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度

(1) 法の概要及び宅地造成等工事許可制度

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされた。

本県では、令和7年4月30日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、本格的に法の運用を開始した。規制区域の指定後は、規制区域内で一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合、中核市である山形市内の案件を除き県の許可等が必要である。

(盛土規制法第12条第1項、第30条第1項、第27条第1項)

令和7年度許可・届出件数※

事項			宅地造成又は 特定盛土	土石の堆積	合計
許可	法第12条第1項	宅地造成等工事規制区域	14	4	18
	法第30条第1項	特定盛土等規制区域	3	1	4
	小計		17	5	22
届出 (許可対象 規模未満)	法第27条第1項	特定盛土等規制区域	2	0	2
合計			19	5	24

※中核市である山形市を除く

(2) 都市計画法に基づく開発許可による「みなし許可」

都市計画法に基づく開発許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたとみなされ、盛土規制法の規定も一部適用される。本県では、規制区域の指定に合わせ、開発許可権限移譲市に、盛土規制法に係る事務・権限の一部を移譲している。

5 都市計画を進めるその他の制度等

(1) 都市計画税

都市計画税は、道路や公園、下水道等の都市計画事業及び土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。都市計画区域の全部及び一部の区域について、当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3/100を限度として課税することができる。

令和7年3月末現在、本県では、13市9町にて都市計画税が徴収されている。

(2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度

都市計画法第53条に基づき、都市施設の区域は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするときは、都道府県知事又は市長の許可を受けなければならないことになっている。

なお、当該許可の権限は、山形県事務処理の特例に関する条例の規定により、各町長へ移譲されている。

(3) 都市計画調査等

① 都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものであり、都市計画決定及びその実施などのほか、諸施策の基礎資料として活用される。

② 緑のマスタープラン・緑の基本計画

緑の基本計画とは、平成6年の都市緑化保全法の改正により創設されたもので、それまでの都市緑化推進計画で主として対象としている公共公益施設の緑化と共に、民有地の緑化推進等、都市計画制度によらない緑化に関する事項についても併せて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることが目的とする。

本県では、市町村が緑の基本計画を定める際に必要となる、広域的な観点からの緑地等に関する計画として、県が平成9年度に山形県広域緑地計画を策定した後、平成10年度に山形市、平成11年度に鶴岡市が緑の基本計画を策定した。

③ 総合都市交通体系調査

土地利用計画とも整合をとり、都市圏の将来の総合的な交通計画を策定するもので、都市圏の将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路の施設整備などのあり方をまとめたマスタープラン等を策定するものである。

本県では、全国街路交通情勢調査の結果をもとに山形、米沢、庄内、新庄の各地区で実施してきている。

(4) 都市災害復旧事業

都市計画区域内における都市施設が災害を受けた場合、又は、市街地（都市計画区域外を含む。）が堆積土砂による災害を受けた場合は、都市災害復旧事業を施行することができる。

第9章 下水道

1 下水道の位置づけ

下水道は、私達県民の快適な生活環境の確保や、最上川をはじめとする河川等の水環境の保全に欠かすことのできない施設である。

また、重要なライフラインのひとつである下水道には、持続的にサービスを提供することが求められている。このため、山形県では、老朽施設の長寿命化対策や耐震対策、災害時等の業務継続計画の策定を進めているほか、安全安心な生活環境を整備するため、令和7年度を目途とした未普及地区の汚水処理の概成・早期解消に重点的に取り組んでいるところである。

さらに、下水道の特性を活かし、汚水処理の過程で生じる下水汚泥を原料としたコンポストなどの肥料や燃料へのリサイクル、汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電、緩衝緑地等を利用した太陽光発電など再生可能エネルギーの導入供給が進められている。



最上川流域下水道山形浄化センター全景

2 下水道の整備の現況

(1) 公共下水道

県内35市町村のうち、32市町村において事業に着手し、平成15年3月31日からは下水道事業を実施している全ての市町村で供用開始している。

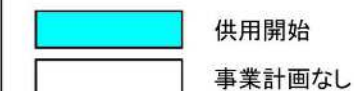
公共下水道実施状況(令和7年度末現在)

●供用開始 ○事業着手

地域名	市町村	処理区	事業種別	処理場名	事業着手	供用開始	備考	
東南村山	山形市	●浄化センター	公共	山形市浄化センター	S36	S40.11		
		●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S62	H 4. 2		
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 2	〃		
	天童市	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S61	H 4. 2		
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 4	H 5. 3		
		●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H21	H24. 3		
	山辺町	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H 1	H 4. 3		
	中山町	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 1	H 4. 3		
上山市	●上山	公共	上山市浄水センター	S49	S56.11			
	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H13	H21. 4			
西村山	寒河江市	●寒河江	公共	寒河江市浄化センター	S52	S58.10		
		● 〃	特環	〃	H 9	H13. 5		
	西川町	●西川	公共	西川浄化センター	H 6	H13. 3		
	大江町	●大江	公共	大江町浄化センター	H 6	H13. 3		
	朝日町	—						
北村山	河北町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	S55	S63. 9		
	東根市	●【 〃 】 〃	公共	〃	S51	S62. 7		
		村山市	●【 〃 】 〃	公共	〃	S52	S62.10	
			●【 〃 】 〃	特環	〃	H 7	H13. 3	
	尾花沢市	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 7	H14.11		
		●銀山	特環	銀山温泉浄化センター	H 9	H15.12		
		大石田町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H 7	H14. 3	
	●【 〃 】 〃		特環	〃	H 9	H14. 3		
最上	新庄市	●新庄	公共	新庄市浄化センター	S56	H 1.10		
	舟形町	●舟形	特環	舟形浄化センター	H 8	H15. 3	県代行	
	最上町	●向町	公共	向町浄化センター	H 6	H13. 3		
	金山町	●金山	公共	金山浄化センター	H 7	H14. 3		
	真室川町	●真室川	公共	真室川浄化センター	H 9	H14.10		
	鮭川村	—						
	戸沢村	●古口	特環	古口浄化センター	H 7	H13. 3	県代行	
	大蔵村	●肘折	特環	肘折下水処理場	S52	S59. 4		
●清水		特環	清水浄化センター	H 9	H16. 3	県代行		
東南置賜	米沢市	●米沢	公共	米沢浄水管理センター	S49	S61. 3		
	南陽市	●【流域】置賜	公共	置賜浄化センター	S55	S62.10		
	高畠町	●【 〃 】 〃	公共	〃	S48	S62.10		
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 3	H 5. 6		
	川西町	●【 〃 】 〃	公共	〃	S57	H 1.10		
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 7	H 8. 3		
西置賜	長井市	●長井	公共	長井市公共下水道管理センター	S51	S63. 4		
		● 〃	特環	〃	H17	H19. 3		
	白鷹町	●白鷹	公共	白鷹浄化管理センター	S51	S62. 3		
		● 〃	特環	〃	H 5	H 7. 3		
	飯豊町	—						
	小国町	●小国	公共	小国浄化センター	H 4	H11. 4		

庄 内	鶴岡市	●鶴岡	公共	鶴岡浄化センター	S47	S55. 5	
		●湯野浜	公共	湯野浜浄化センター	H 1	H 4.10	
		●小堅	特環	小堅浄化センター	H25	R 2. 4	
	(旧) 藤島町	●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H 5	H11. 3	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H13	H14. 3	
	(旧) 羽黒町	●羽黒	特環	羽黒浄化センター	S53	S60. 6	
	(旧) 櫛引町	●櫛引	公共	櫛引浄化センター	H 3	H 7.11	
	(旧) 朝日村	●朝日	特環	あさひ浄化センター	H 6	H12. 7	県代行
	(旧) 温海町	●温海	公共	温海浄化センター	S58	H 1. 4	
		●鼠ヶ関	公共	鼠ヶ関浄化センター	H 6	H11. 4	
	酒田市	●酒田	公共	酒田市クリーンセンター	S45	S54.10	
		●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H11	H13. 3	
		●西谷地（遊佐）	特環	遊佐浄化センター	H20	H22. 3	
	(旧) 八幡町	●八幡	公共	八幡浄化センター	H 2	H 6.10	
		● 〃	特環	〃	H13	H15. 2	
	(旧) 松山町	●松山	特環	松山浄化センター	H 6	H12. 7	県代行
	庄内町 (旧) 立川町	●【流域】庄内	特環	庄内浄化センター	H 5	H11. 3	
	(旧) 余目町	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 5	H11. 3	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H17	H19. 1	
	三川町	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 5	H11. 3	
	遊佐町	●遊佐	公共	遊佐浄化センター	H 2	H 7.10	
		● 〃	特環	〃	H12	H13. 3	

公共下水道事業位置図



(2) 流域下水道

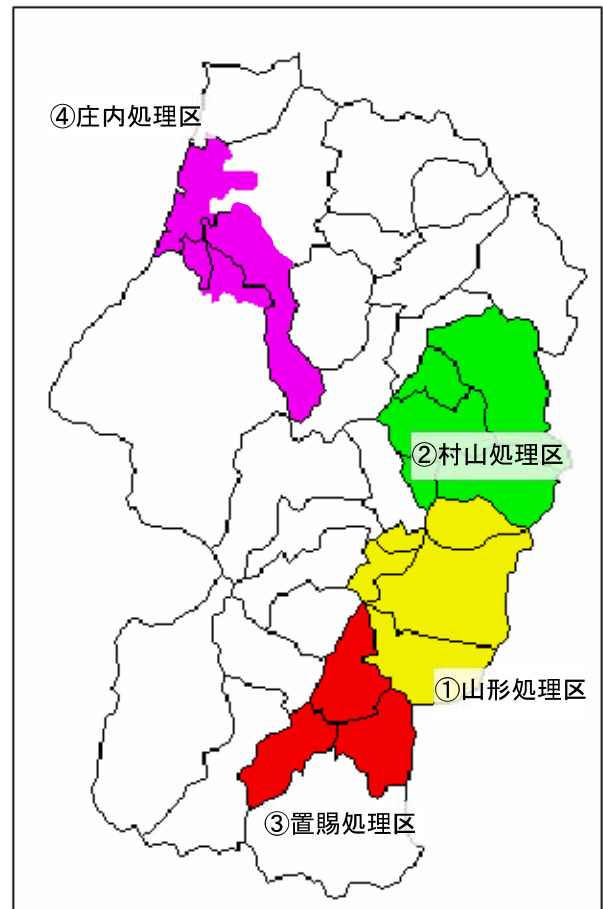
本県の流域下水道は上位計画である「最上川流域別下水道整備総合計画」に基づき最上川流域下水道として、昭和54年度に村山処理区の事業に着手したのを皮切りに、55年度には置賜処理区、58年度には山形処理区の事業に着手した。供用開始はそれぞれ昭和62年7月、昭和62年10月、平成4年2月である。

また、最上川下流流域下水道として、平成4年度に庄内処理区の事業に着手し平成11年3月に供用を開始した。

流域全体の計画処理人口は約42万人で単独を含めた下水道処理人口全体の約50%を占める。

今年度は、各処理区において老朽化した設備の改築更新を行うとともに、施設の耐震化を進める。

流域下水道事業位置図



流域下水道の処理区別事業計画(全体計画)概要

令和7年度末現在

事業名	最上川流域下水道				最上川下流流域下水道
処理区名	①山形処理区	②村山処理区	③置賜処理区	④庄内処理区	
関連市町村名	山形市 上山市 天童市 山辺町 中山町	村山市 天童市 東根市 尾花沢市 河北町 大石田町	南陽市 高畠町 川西町	鶴岡市 (旧藤島町) 酒田市 (旧酒田市、 旧松山町)、三川町 庄内町	
事業着手年度	S58	S54	S55	H4	
供用開始年月	H4.2	S62.7	S62.10	H11.3	
処理区域面積(ha)	8,112	4,388	2,430	2,294	
計画処理人口(人)	249,070	82,230	39,110	39,870	
計画処理水量(m³/日)	115,629	36,767	19,084	17,226	
流域幹線管渠延長(km)	52.8	39.1	20.1	47.6	
中継ポンプ場(箇所)	1	10	1	2	
浄化センター 処理方式 現有処理能力 水量(m³/日) 池数(現有/全体)	(山形浄化センター) 標準活性汚泥法 91,100 10/12	(村山浄化センター) 標準活性汚泥法 28,400 6/10	(置賜浄化センター) 標準活性汚泥法 20,400 4/4	(庄内浄化センター) 標準活性汚泥法 15,300 3/4	

(3) 市町村別整備現況

本県の下水道は、県内各地で整備がすすめられ、令和6年度末の処理人口普及率は前年度に比べ0.4ポイント増加し、79.7%となった。

普及率は全国中17位に位置しているが、今後より一層の整備促進が必要である。

市町村別下水道普及率

令和6年度末現在

番号	市町村名	事業名	着手年度	供用年度	行政人口 (住基台帳) ① (人)	処理区域 内人口 ② (人)	水洗化 人口 ③ (人)	普及率 ②/① (%)	水洗化率 ③/② (%)	R5年度末 普及率 (参考) (%)
1	山形市	(公・特)	S36	S40.11	234,609	229,891	218,636	98.0	95.1	97.9
2	米沢市	(公・)	S49	S61.3	73,908	49,015	44,463	66.3	90.7	65.4
3	鶴岡市	(公・特)	S47	S55.5	115,669	94,921	88,001	82.1	92.7	81.3
4	酒田市	(公・特)	S45	S54.10	93,102	74,896	68,836	80.4	91.9	80.3
5	新庄市	(公・)	S56	H1.10	32,088	18,544	16,440	57.8	88.7	57.5
6	寒河江市	(公・特)	S52	S58.10	39,223	31,030	28,824	79.1	92.9	78.8
7	上市市	(公・)	S49	S56.11	27,302	21,129	19,747	77.4	93.5	77.0
8	村山市	(公・特)	S52	S62.10	21,138	17,371	15,633	82.2	90.0	81.9
9	長井市	(公・特)	S51	S63.4	24,210	14,408	13,041	59.5	90.5	59.2
10	天童市	(公・特)	S45	S49.4	59,892	59,240	56,206	98.9	94.9	98.9
11	東根市	(公・)	S51	S62.7	47,495	43,995	41,345	92.6	94.0	92.5
12	尾花沢市	(公・特)	H7	H14.11	13,386	5,207	4,688	38.9	90.0	37.0
13	南陽市	(公・)	S55	S62.10	28,854	20,206	17,924	70.0	88.7	69.7
14	山辺町	(公・)	H1	H4.3	13,263	12,727	11,415	96.0	89.7	95.8
15	中山町	(公・)	H1	H4.3	10,374	9,103	8,345	87.7	91.7	87.7
16	河北町	(公・)	S55	S63.9	16,695	15,121	12,490	90.6	82.6	90.1
17	西川町	(公・)	H6	H13.3	4,474	2,507	2,157	56.0	86.0	55.8
18	朝日町	(未着手)	—	—	5,928	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	大江町	(公・)	H6	H13.3	7,005	3,701	3,087	52.8	83.4	52.8
20	大石田町	(公・特)	H7	H14.3	5,888	4,009	3,829	68.1	95.5	68.2
21	金山町	(公・)	H7	H14.3	4,652	1,910	1,683	41.1	88.1	40.7
22	最上町	(公・)	H6	H13.3	7,308	2,609	2,253	35.7	86.4	35.7
23	舟形町	(・特)	H8	H15.3	4,600	2,239	2,017	48.7	90.1	48.0
24	真室川町	(公・)	H9	H14.10	6,422	1,643	1,144	25.6	69.6	26.1
25	大蔵村	(・特)	S52	S59.4	2,726	1,588	1,401	58.3	88.2	57.9
26	鮭川村	(未着手)	—	—	3,595	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
27	戸沢村	(・特)	H7	H13.3	3,814	516	455	13.5	88.2	13.7
28	高畠町	(公・特)	S48	S62.10	21,166	16,132	15,008	76.2	93.0	76.1
29	川西町	(公・特)	S57	H1.10	13,279	5,234	4,424	39.4	84.5	39.2
30	小国町	(公・)	H4	H11.4	6,398	3,972	3,441	62.1	86.6	61.7
31	白鷹町	(公・特)	S51	S62.3	12,136	8,154	7,658	67.2	93.9	67.0
32	飯豊町	(未着手)	—	—	6,151	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
33	三川町	(・特)	H5	H11.3	6,972	4,582	4,228	65.7	92.3	65.3
34	庄内町	(公・特)	H5	H11.3	19,006	15,069	13,688	79.3	90.8	79.1
35	遊佐町	(公・特)	H2	H7.10	12,043	9,776	7,760	81.2	79.4	81.2
県計					1,004,771	800,445	740,267	79.7	92.5	78.4
(うち着手市町村計)					989,097	800,445	740,267	80.9	92.5	79.7

※ 県内において下水道事業に着手しているのは、32市町村、朝日町、鮭川村、飯豊町は計画なし。

※ 行政人口は住民基本台帳人口調べ

3 下水道整備の目標と課題

(1) 山形県生活排水処理施設整備基本構想

生活排水処理施設の整備については、下水道事業（国土交通省）、農業集落排水事業等（農林水産省）、合併処理浄化槽事業（環境省）により実施されている。

平成 26 年 1 月に新たに 3 省合同で「都道府県構想マニュアル」が策定されたのを受け、本県は平成 28 年 3 月に「第 3 次山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「第 3 次県構想」という。）」を策定した。これまでの経済比較を基本としたものに加え、「今後 10 年程度を目途に汚水処理施設の概成」を目指す時間軸の観点や既整備地区の改築・修繕や運営管理の観点を盛り込んだ内容となっている。

その後、令和 3 年 3 月に第 1 回中間見直し（「広域化・共同化計画」の追加）、令和 8 年 3 月に第 2 回見直し（人口減少、持続可能な取組み、大規模災害、循環経済への移行に向けた取組みへの対応、目標年次の延長）を行っている。

(2) 適正な施設の管理と下水道経営

下水道の普及に伴い、県内では令和 6 年度末で管路延長約 5,766km、処理場数 34 箇所と膨大なストックを有しており、それらの老朽化が課題となっている。

下水道施設のストックの増大に伴う維持管理・更新等については、急速な人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ長期的な観点から下水道経営を計画的に進める必要がある。そこで、令和 2 年度より地方公営企業会計を適用し、中長期的な経営戦略の中でストックマネジメント計画を策定し実施している。本計画を基に改築更新と耐震化の同時施工するなど、効率的な発注規模を考慮し、下水道経営の適正化を図っていく。

また、頻発かつ激甚化する豪雨災害に対して、発災時においても下水道施設の処理機能を維持するため耐水化計画を策定し、耐水化のためのハード・ソフト対策の円滑化を図っていく。

(3) 下水汚泥の有効利用の促進

下水道整備の着実な進展に伴い増加する下水汚泥の処理について、これまで埋立処分により処理されてきた量を徐々に減らし、最終的に 100% 有効利用するゼロエミッションの理念に近づけるために、今後も下水汚泥リサイクルを推進していく。

また、山形浄化センターにおいては、低炭素社会の構築に貢献できるよう、汚泥消化工程により発生するメタンガスを用いた消化ガス発電設備を平成 24 年度に導入し、現在、定格出力 300kW での運用を行っている。

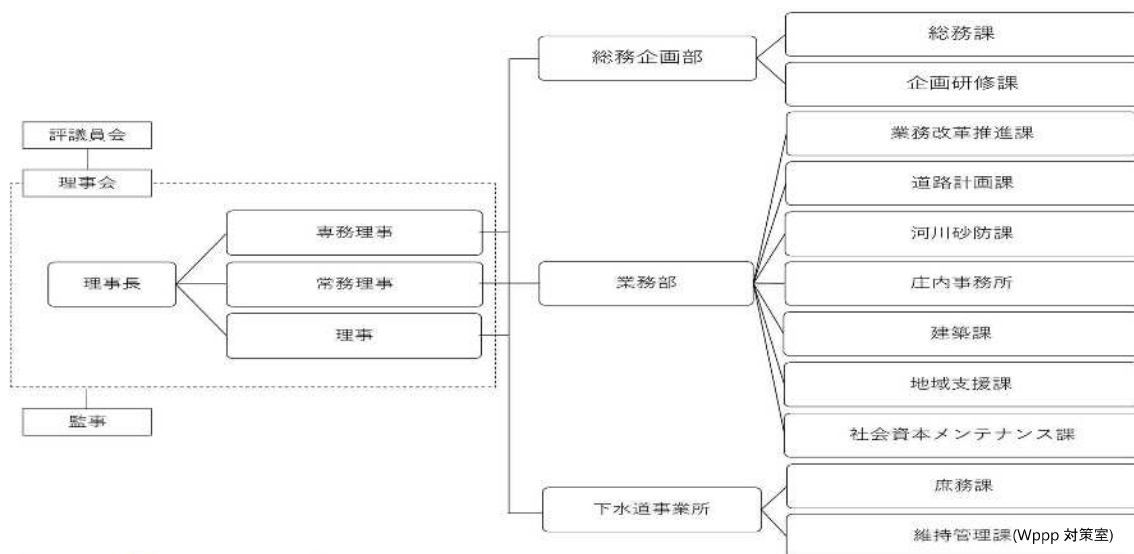
4 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所

(1) 組織概要

流域下水道事業の維持管理業務については、財団法人山形県下水道公社に委託していたが、行革の流れで同公社は平成 23 年 4 月に財団法人山形県建設技術センターに統合され、センター内に下水道事業所が組織された。

なお、山形県建設技術センターは、平成 25 年 4 月 1 日に財団法人から公益財団法人に移行した。

令和8年4月1日現在



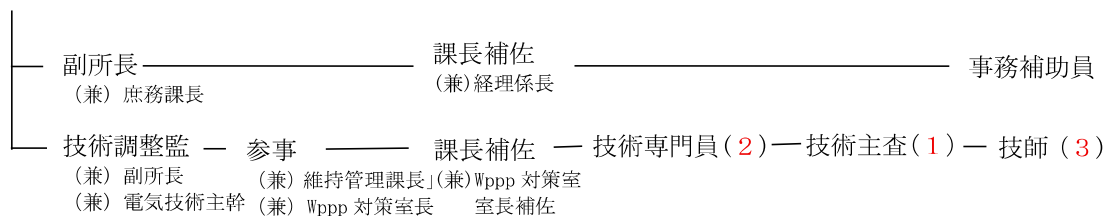
（２）下水道事業所の組織体制

- 事業所・山形浄化センター（天童市大字大町字西原1915）
- 村山浄化センター（村山市大字大久保字寄込3876）
- 置賜浄化センター（南陽市宮崎248-2）
- 庄内浄化センター（東田川郡庄内町大字家根合字太下11）

○組織図

下水道事業所長

(理事兼務)



○職員数 13名（他に兼務センター職員2名）